

# 象牙国内市場の更なる適正化に向けた 取組について

令和8年3月24日

経済産業省製造産業局生活製品課

## 前回官民協議会以降の経済産業省における取組

- 平成4年の種の保存法制定以来、象牙製品等の取引の限定、取引管理の厳格化等を進めてきた。
- 違法な海外持出など日本市場が違法象牙の隠れ蓑になること等の懸念の払拭や、インターネット取引における誤認惹起行為（象牙を「象牙風」等に偽って販売）等防止に向け、経済産業省では、毎年実施している報告徴収に加えて、**象牙製品等の取引の一層の適正化**の観点から、**①特別国際種事業者の国内取引の実態調査**、**②全国的な象牙製品等の取引確認書のルール作り**、**③違法取引の監視強化**について取組を実施。

### <取組1> **国内取引の実態調査**

- 国内の象牙製品の規制や効果的な運用の在り方について検討を行うべく、国内象牙市場における取引や事業者の実態を調査。
- 特別国際種事業者の業態や主な取扱商品、象牙製品の売り上げ額や従業員など、報告徴収では提出義務のない要件を中心に、令和7年度に調査を実施し、一部の特別国際種事業者の動向を把握。

### <取組2> **取引確認書のルール作り**

東京都が既に取り組んでいる、外国人向け象牙製品等の海外持ち出し禁止にかかる確認署名について、令和7年10月より対応地域を拡大し全国的に求める取組を開始。

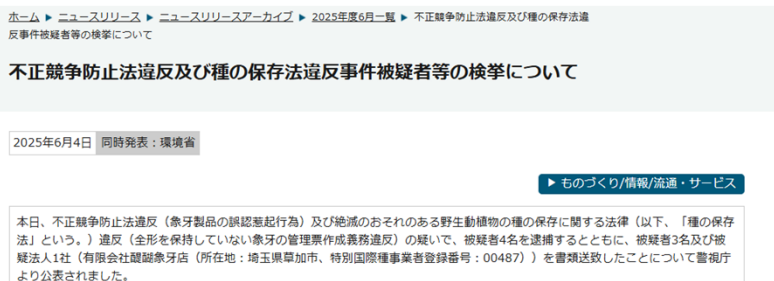
また、今後の活用に向けて当省HP（[特別国際種事業（ぞう科の牙及びその加工品）について（METI/経済産業省）](#)）でも公表中。）

### <取組3> **違法取引の監視強化**

- 立入検査の対象者の選定方法を見直し、リスクの高い事業者を中心に立入検査を実施
- 法令違反の発生に伴い、法令遵守徹底の注意喚起文を特別国際種事業者の約8,900事業所に発出。HPでも公表中。

# 特別国際種事業者にかかる検挙事案①

- 2025年6月4日、有限会社醍醐象牙店（所在地：埼玉県草加市、特別国際種事業者登録番号:00487）及び関係者が、不正競争防止法違反（象牙製品の誤認惹起行為）及び種の保存法違反（全形を保持していない象牙の管理票作成義務違反）の疑いで警視庁により検挙される事案が発生。
- 当該検挙事案について、経済産業省と環境省は、プレスリリースを同時発表するとともに、経産省公式「X」においても発信することで注意喚起を実施。
- 併せて、全特別国際種事業者に対し、経済産業省及び環境省名で厳格な管理を求める文書を出す。



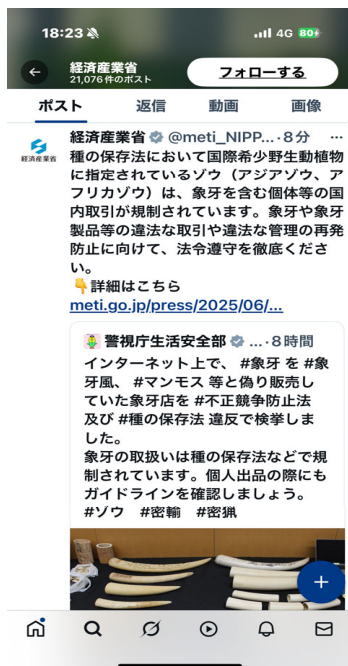
## 1. 本件の概要

象牙販売業者らが、インターネットオークションにおいて、象牙製品を「象牙風・マンモス」等と虚偽の表示をして販売していた疑いで（不正競争防止法違反）、被疑者4名が逮捕、被疑者3名及び被疑法人1社が書類送致されました。さらにこのうち、逮捕された被疑者1名及び書類送致された被疑法人1社については、全形を保持した象牙を分割して材料や象牙製品を得た際に作成することが義務付けられている管理票を作成しなかった疑い（種の保存法違反）も認められました。本事業については、経済産業省、環境省が警視庁に捜査協力をして逮捕・書類送致に至ったもので、本日、警視庁が記者会見を開き、公表しました。

## 2. 象牙製品等にかかる規制の概要

種の保存法において国際希少野生動物種に指定されているゾウ（アジアゾウ、アフリカゾウ）は、象牙を含む個体等の国内取引が規制されています。象牙製品等を事業として取り扱うことを、種の保存法において「特別国際種事業」としており、特別国際種事業に該当する取引には、あらかじめ事業者登録が必要です。また、登録した事業者には、象牙製品等の広告・販売における登録番号等の表示や一定の重量かつ大きさ以上の象牙製品等を得た際の管理票の作成が義務付けられるなど、厳格な象牙製品等の管理を求めています。

## 3. 今後の対応



## 法令遵守の徹底を求める文書

2025年9月

特別国際種事業者 各位

経済産業省 製造産業局 生活製品課  
環境省 自然環境局 野生生物課

### 法令遵守の徹底について

今般、特別国際種事業者が、絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存に関する法律（以下、「種の保存法」という。）違反及び不正競争防止法違反により、**警視庁に検挙**される事案がありました（別添「不正競争防止法違反及び種の保存法違反事件被疑者等の検挙について」を参照。）。

# 特別国際種事業者にかかる検挙事案②

- 2026年2月2日、竹前直人（居住地：長野県上高井郡、特別国際種事業者番号：06286）、折見将治（居住地：広島県呉市、特別国際種事業者番号：05936）ほか1名）が、種の保存法違反（象牙全形牙の譲渡し等の禁止違反等）の疑いで警視庁により検挙。
- 同様に、環境省と同時発表の形でプレスリリースを発出するとともに、経産省公式「X」においても発信。

## 種の保存法違反事件被疑者等の検挙について

2026年2月2日 同時発表：環境省

▶ ものづくり/情報/流通・サービス

本日、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、「種の保存法」という。）違反（象牙の譲渡し等の禁止違反等）の疑いで、被疑者3名を逮捕するとともに、被疑者1名及び被疑法人2社を書類送致したことが警視庁より公表されました。

### 1. 本件の概要

古物商などが、インターネットオークションにおいて、個体等登録をしていない全形を保持した象牙を販売目的で広告・販売などした疑い（種の保存法違反）で、3名（竹前直人（居住地：長野県上高井郡、特別国際種事業者番号：06286）、折見将治（居住地：広島県呉市、特別国際種事業者番号：05936）ほか1名）が逮捕、被疑者1名及び被疑法人2社（チャオジャパン株式会社（所在地：長野県上高井郡高山村、特別国際種事業者登録番号：06286）、タラワディ株式会社（所在地：長野県中野市））が書類送致されました。本事案については、経済産業省、環境省が警視庁に捜査協力をして逮捕・書類送致に至ったもので、本日、警視庁が記者会見を開き、公表しました。

### 2. 象牙製品等にかかる規制の概要

種の保存法において国際希少野生動植物に指定されているゾウ（アジアゾウ、アフリカゾウ）は、象牙を含む個体等の国内取引が規制されており、個体等登録をしていない全形を保持した象牙を、販売・頒布目的での広告・陳列することや取引することは禁止されています。また、象牙製品等を事業として取り扱うことを、種の保存法において「特別国際種事業」としており、特別国際種事業に該当する取引には、あらかじめ事業者登録が必要です。登録した事業者には、象牙製品等の広告・販売における登録番号等の表示や一定の重量かつ大きさ以上の象牙製品等を得た際の管理票の作成の義務付けなど、厳格な象牙製品等の管理を求めています。

← 経済産業省  2.1万 件のポスト  
あなたがリポストしました

 警視庁生活安全部  @MPD\_yokushi · 5時間

インターネットオークションサイトで、#象牙 を違法販売していた古物商と購入した客を #種の保存法 違反で検挙しました  
象牙の取引は種の保存法などで規制されています。  
個人取引の際にもガイドラインを確認しましょう。  
[#ゾウ env.go.jp/nature/kisho/k...](#)  
[env.go.jp/content/900491...](#)

オークションサイトで象牙を販売等した  
種の保存法違反事件  
警視庁 生活環境課・犯罪収益対策課・板橋署・下谷署・光が丘署



1 53 102 4,189